



武家らしからぬ書風である。雪にもかかわらず、突然に三人が長盛を見舞った。場所はどこか、亀山（現亀岡）から転じて任地とされた福知山あたりだろうか。長盛の館で二人は茶を味わった。そのあと三人はそそくさと引き上げたようだ。数々の土産の品をかえて迷惑とする長盛だが、不快に思っている言葉ではなさそうに見える。

「武家らしからぬ」と言えば、この人、井伊直孝の家臣岡本宣就の書状も、実に趣がある。嵯峨流という。連名ばかり三通ある。この書状は、そのなかでももっとも古いものと思われる。

御茶詰申儀ニ

付而、田中源左衛門

早々万事得人

可被仰談候、然者

明朝江戸御年寄

振舞被申候、鱸を

四五本御調法候而

可被下候、奉頼候、

明朝夜のちきあけに、

ここもとへ早着申候

様に頼入存候、

委々田中源左衛門

可申候、次われら壺

之儀頼入存候、

恐惶謹言

岡本半介

六月八日 宣（花押）

沢角右衛門

□（花押）

酒田宗有様

藤村三人様

人々御中

尚々、取紛候条、

一紙に申入候、

返々すゞきの事、

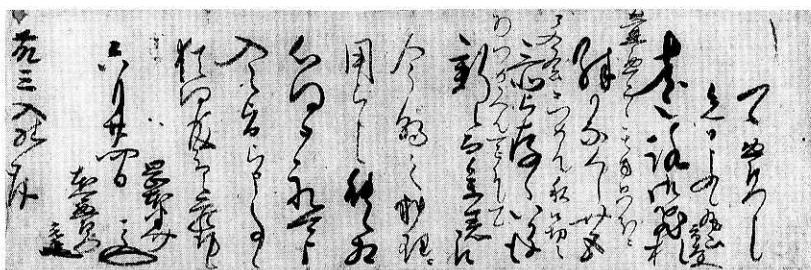
何様にも奉頼候、以上

通称を半介という岡本の後に名を記す沢村角右衛門も、同じく井伊家の家臣である。お茶についての詳細は、使いの田中源左衛門が口頭で言う。それよりも何よりも、「江戸御年寄」つまり幕府の幹部たちに振る舞わなければならないので、鱧を四五本調達して、朝一番・夜明けすぐ、つまり大至急届けてくれという。宇治川には鱧が遡上し、川上の鱧として名物とされていた。美味だったに違いない。これを半日あまりの内に、いやほとんど今すぐ持ってきてくれという。物理的に考えて、本状の発信地は伏見である。伏見には今日も井伊掃部の称を町名に冠するところ（近鉄丹波橋駅北側）がある。おそらくそこに営まれた屋敷で幕閣等がもてなされる手はずになっていたが、いざ明日という日になって、料理の材料不足が明らかになったようだ。大あわての様子である。時期は、元和九年（一六二三）の上洛時とするのが妥当だろう。宛名に併記される酒田宗有は、同じく宇治茶師で、三人とともに井伊家に入入りした。

下の書状も同僚の本郷惣左衛門との連名である。

「遠路」とあるから、少なくとも伏見ではない。国元の彦根だろうか。岡本は料理用の金串を贈られた礼を述べる。茶事に関わったものだろうか。三人はずいぶんと重宝がらされていたようだ。このような実際の仕方は、江戸初期の茶師業のいわば常道だったのだろう。追而書は本郷からの伝言で、同じく家臣の丸山市大夫からの壺が思わしくなければ、手持ちのもので頼むという。茶師のもとへは、一人が何人かの壺をまとめて発注することがあった。

その次の「当地」は、おそらく江戸である。火事しかも夥しきとあり、また罷り上り、上方においてとあるので、寛永十一年閏七月、江



遠路御飛札殊、
かなくし廿五

忝被存候、いかにも

新候而参着申候、

今朝之料理に

用被申候、能々相

心得御礼可申

入之旨被申事候、

猶期後音候、恐惶謹言

岡本半介

六月廿四日

□（花押）

本郷惣左衛門

藤三入様御報

尚々、惣左衛門申候、

先日申入候丸山市大夫

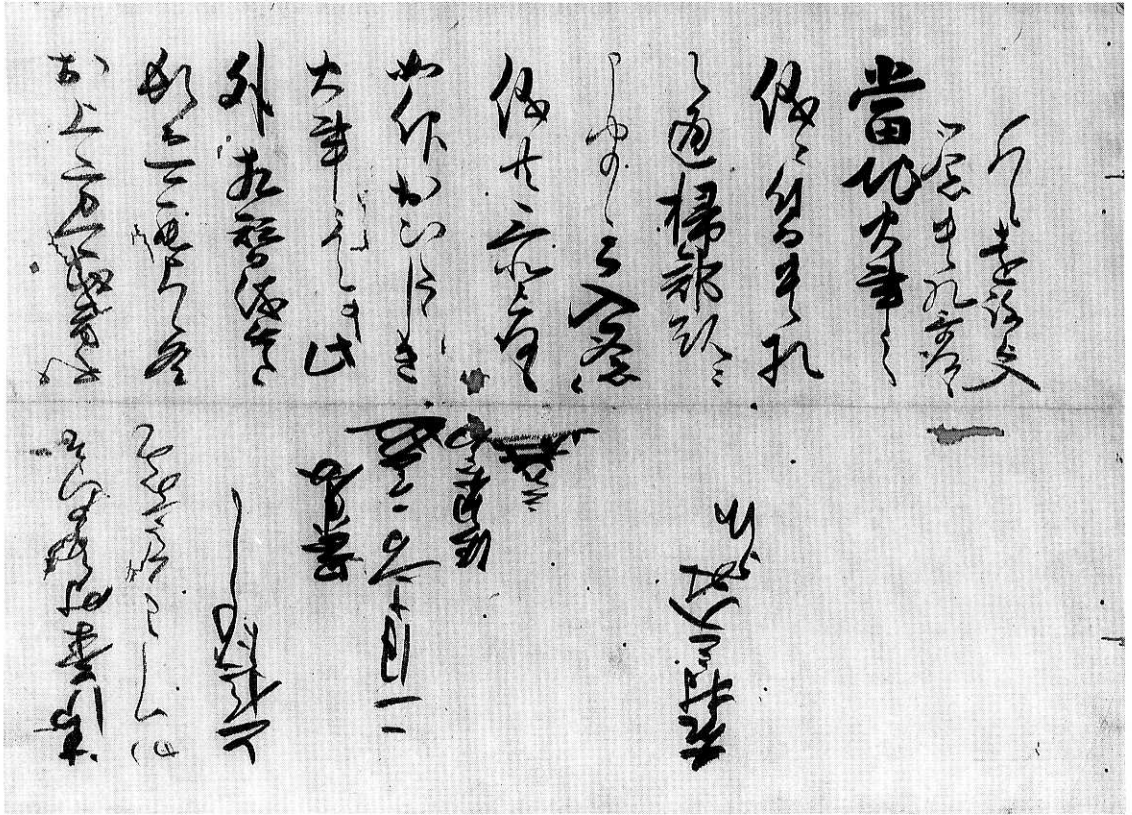
壺悪候ハ、其方御つほに

被入御念御つめ候て、私口切之

折つめかへ候て可被下候、以上（42）

戸城西の丸全焼が思い浮かぶ。その年内に三人から火事見舞いがあつて、年明けしばらくしてから発信されたものだろう。

「御茶時分おいそかハしさ令察候」と結ぶが、たしかに、二月半ばと言えば、茶農家では菌畑の下骨や覆いの段取りをしなければならぬ季節である。



当地火事之

儀ニ付而貴札

之通掃部頭ニ

申聞候被人御念候

儀共忝被存候

如仰おひたしき

火事ニて候キ此

外相替儀無之候

頓而可罷上候条

於上方可得芳意候

御茶時分おいそ

かハしさ令察候

恐惶謹言

岡半介

二月十二日 宣 (花押)

沢角右衛門

□ (花押)

藤村三入様御報

尚々遠路被人

御念貴札忝存候

(40)

宇治茶師は、得意先の当主を起点に一族や家中へと納入先を広げていくわけだが、三人の場合、飛驒の領主としてよく知られた金森氏との関係が深い。本店にその関係のものは、わずかしか遺されていないが、一つ特徴的なものがあるので、それを見ておこう。

差出人は金森重次(一五九二—一六二五)と判定できる。金森可重の次男で、短命に終わったが、宗和の実の弟である。彼は慶長十二年(一六〇七)から徳川秀忠に仕え、大坂の陣にも従軍した。本状は、元和九年(一六二三)の上洛に供奉するにさきがけて、三人とのやりとりをしたなかの一つである。上洛の具体的な日程はまだ示されていない。なかつたようで、壺を遣わす機会とその処置について、考慮してくれるように頼んでいる。また、他の茶師に詰めさせている者に対して三人を紹介するという。たいそうな気のつかい様である。

松平家

以上

期面上候間、早々御
報申入候、恐々謹言

御状并為御音信
踏皮式足満足

金甲斐守

申候、当年者

正月廿九日 宗□(花押)

公方様御上洛と申

藤村三人老御報

間、我等も可罷上候間

其知可申達候

四月之時分御上洛

申候者、壺於そく

元候間、其御心得候て

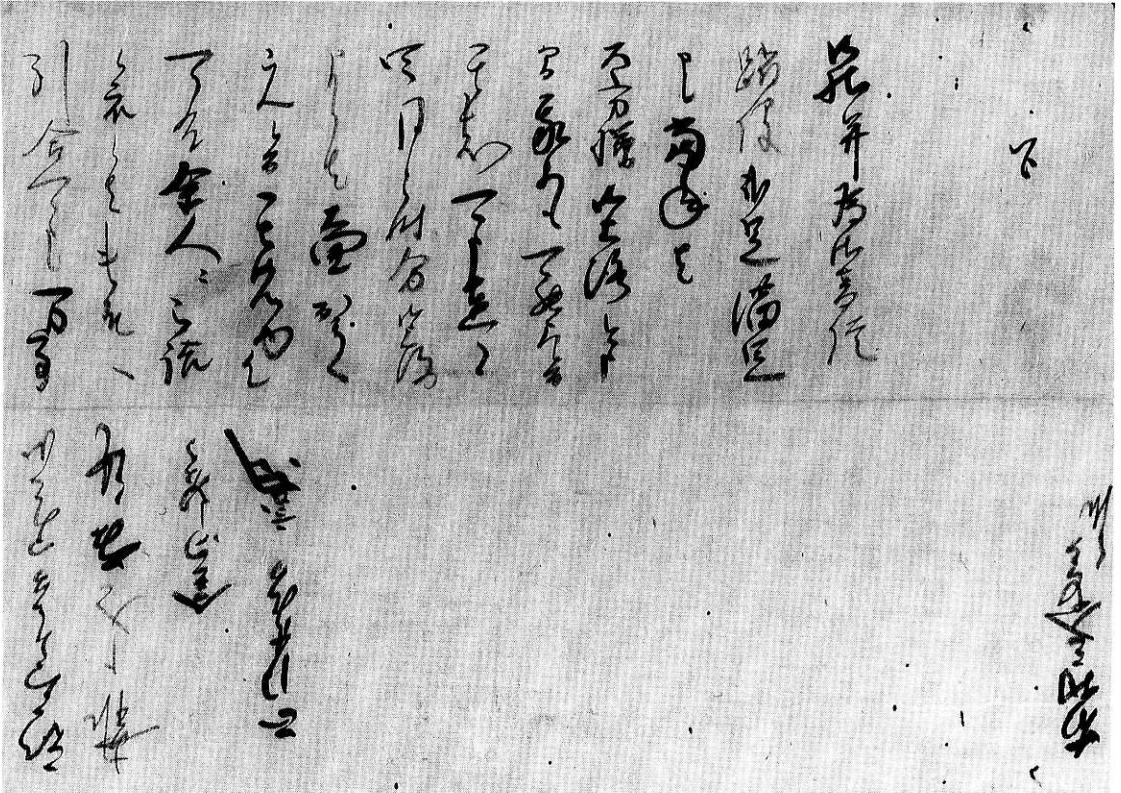
可給候、余人ニ被詰

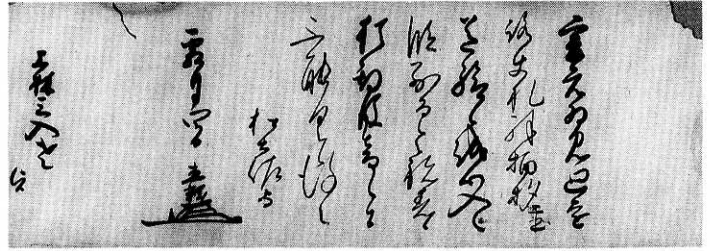
候衆候者、貴殿へ

引合可申候、万事

(44)

このように三人の常連が、あらたな得意先を紹介してくれることも
少なくなかった。そうした場合に一族や兄弟が連なっていくことも
あった。越前松平家の系統、忠昌・直政・直基、直良の兄弟は、ま
めて三人の顧客とされた。世話をやいたのは、先に紹介した菅沼定芳
と思われる。本店には、右の四人のなかで松平直良(直輝・成政、一
六〇四〜七八)の書状がまとまって遺っているので、次にそれを見る
ことにする。





爰元為見廻遠

路使札殊柄杓二本

送給候、誠心入候

段別而令祝着候

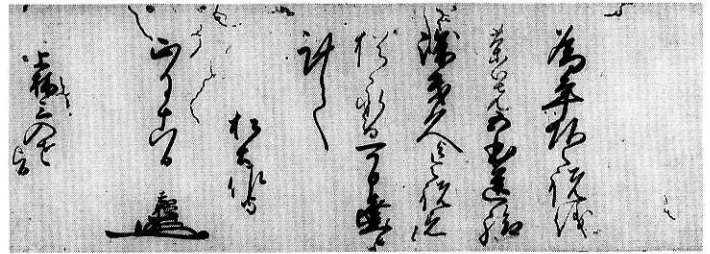
猶期後音候間

不能具候謹言

松土佐守

霜月四日 直輝 (花押)

上林三八老まいる (87)



為年頭之祝儀

茶筥五本送給

誠幾久と令祝着候

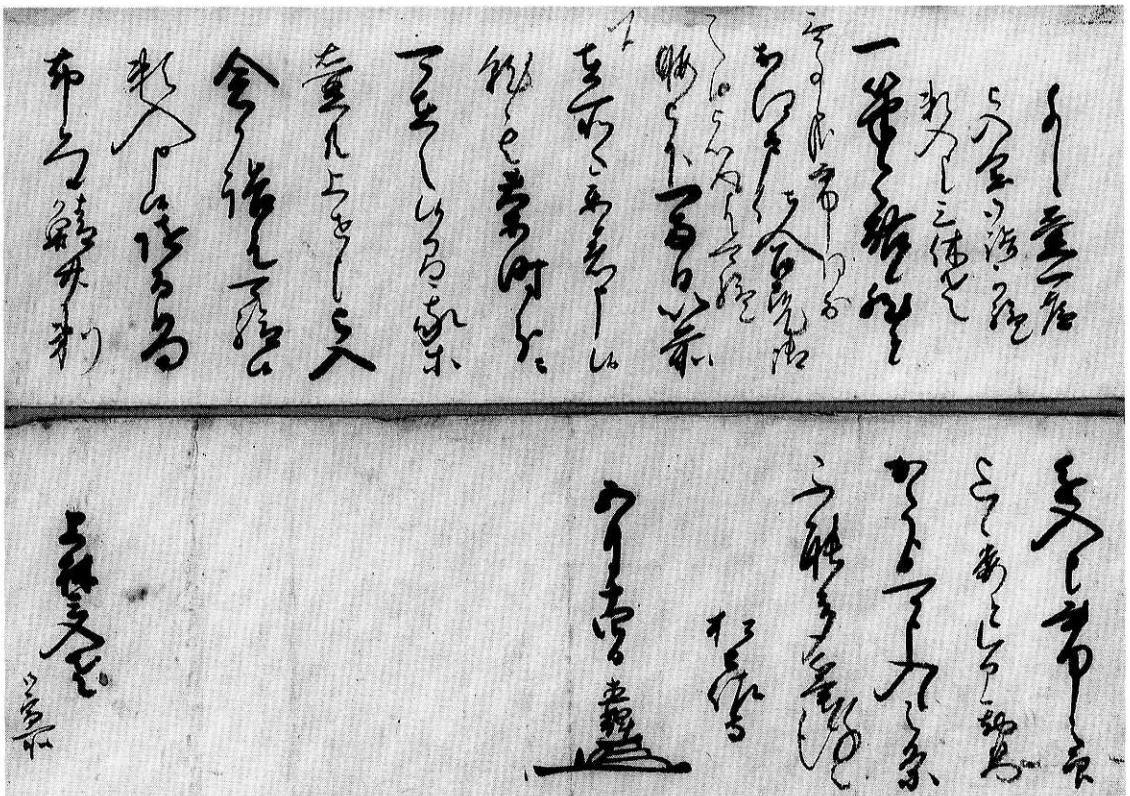
猶々永日可申達候

謹言

松土佐守

正月十八日 直輝 (花押)

上林三八老まいる (83)



一筆合啓候、然者

進入申候書中之印

於江戸仕合ニ候而御

迄委々旨勘左衛門

暇被下一両日以前

かたより可申入候之条

在所へ参着申候

不能多筆謹言

就其茶時分ニ

松土佐守

可在之候間、我等

五月十四日 直輝（花押）

壺共上せ申候、被入

上林三入老御宿所

念御話候て可給候

尚々壺一廉

頼入申候、随而如何

被入念御話可給候

布候へ共鯖甘刺

頼入申入候、三休老

無事候上林哉、書中同前

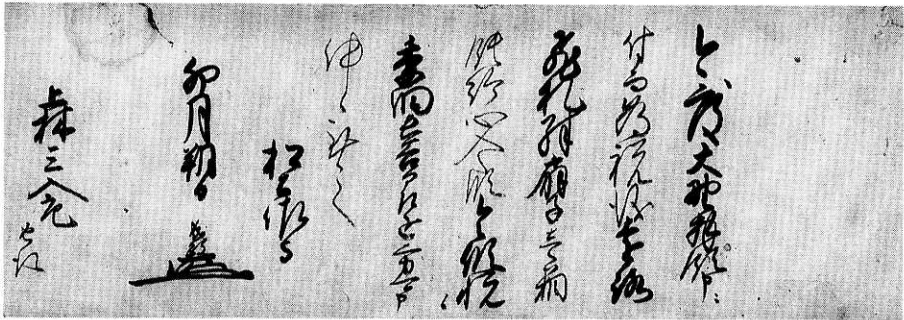
之由被心得候て可給候

以上

〔85〕

系譜によると直輝の名乗りは、寛永十二年八月から同十九年二月までとある。また三入の姓を上林とし、三休の名も見えることから、これらは寛永十五年秋以降、宛名の三入は二代目とわかる。

彼の越前の勝山から大野への異動は、寛永二十一年（一六四四）三月、次の書状はその直後である。どうもこのあたりで名を成政と改めたらしい。



今度大野拜領申二

付而為祝儀遠路

飛札殊扇子沓箱

饋給心入之段令欣悅候

委細長谷部左近方可申

伸候、謹言

松土佐守

卯月朔日 成政（花押）

上林三入老返報

〔84〕



宰相（松平忠昌）殿被相果

付而遠路飛札給

心入之段合満足候

我等事可在推量候

恐々謹言

松土佐守

九月十三日 成政（花押）

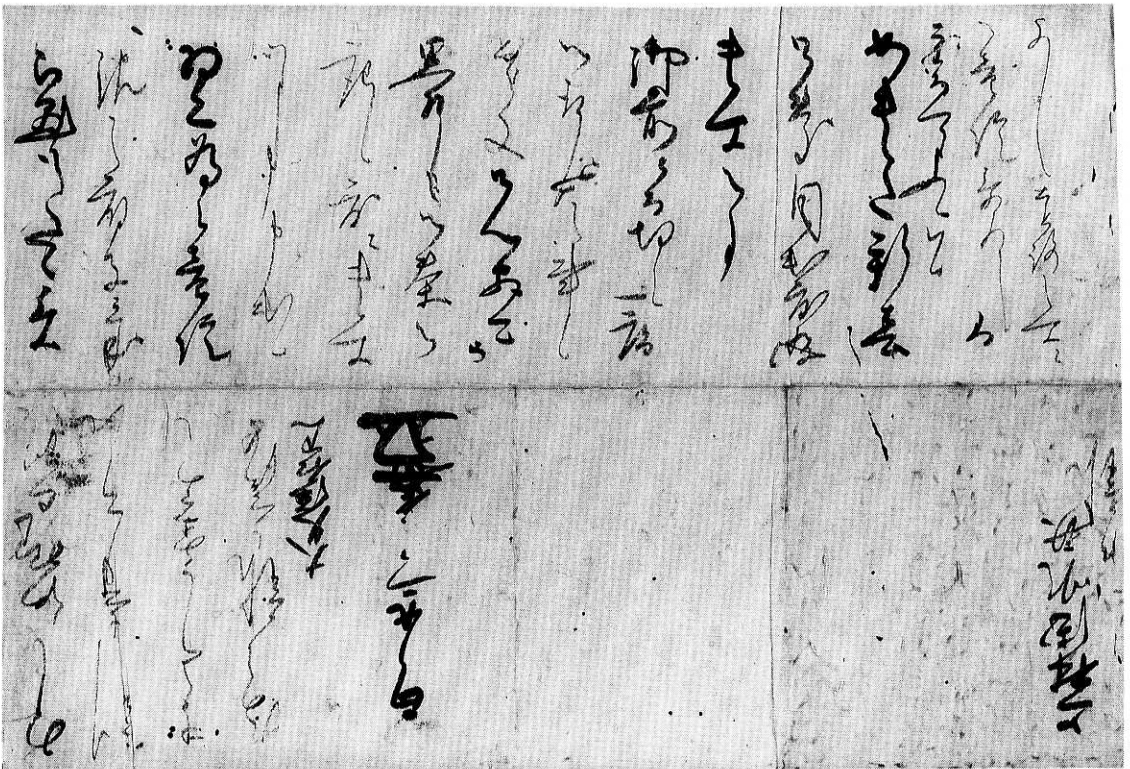
上林三入老御返事

〔86〕

れた悔やみへの返事である。

以下、さらにまとまりはなくなるが、江戸時代初期の比較的名を知られた人たちなど、いくつかを取り上げておこう。

まず、大久保長安（一五四五〜一六一三）からの書状がある。



如貴意新春之

存候、何様上洛候

御慶目出度存候

刻旁可得

貴所之事

貴意候条早々

御前ニ而切々一廉

及御報候、恐々謹言

御取成之事候

大久保石見

是又御心安可被

正月廿二日 長安（花押）

思召候、御茶御

上林徳順齋御報

取候度ニ貴所

御事申出候、

尚々、遠路之所

将亦為御音信

御音信忝存候、尚

銀之扇子三本

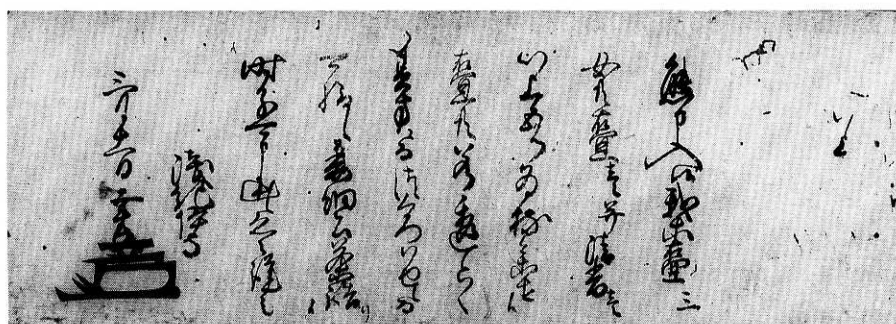
重而可申入候、以上

被懸御意候、忝

〔36〕

おそらく本店の文書のなかでもっとも古い書状だろう。差出人の長安が石見守に叙任されるのが慶長八年（一六〇三）、家康のもとで財政運営に敏腕を發揮した。いっぽう宛名の上林徳順（一五七三〜一六一六）は、上林家の筆頭掃部丞久茂の長男で、慶長十一年に父の跡を継いでいる。

徳順が駿府で家康に拜謁したときに、美濃紙を頂戴し、以後それが吉例となったという伝承がある。上林一族および宇治茶師をたばねる本家筋の代替わりの直後あたりだろうか。家康と新当主徳順の間を、大久保長安が仲介している。本文と行間から、そうした雰囲気を感じとられてもいいかもしれない。



次の書状の差出人は、浅野幸長（一五七六〜一六一三）である。宛所が切断されていて、誰宛かはわからない。たぶん三人ではないと思う。幸長在世中だと、少し早すぎるのである。

以上

態申入候、我等壺三

女共壺一并清香香

以上五ツ為持参せ候

壺共若透候ハ、

其方ニ而つくるはせ候而

可給候、委細者茶詰り候

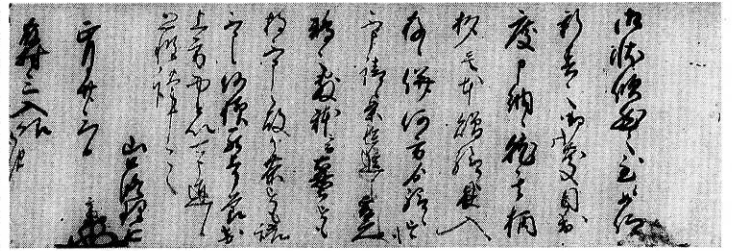
時分可申述候、恐々謹言

浅紀伊守

三月十一日 幸長（花押）

〔11〕

文面はすっきりしていて、内容にも趣きがある。壺が本人のまわりに三、奥向に一、清香は文字どおり受け取れば唐壺となる。「透候ハ」、すなわち壺にひびなどが入っておれば修繕してほしいというのだ。いずれも持ち慣れた品だったのだろう。



御状欣然之至候、如仰
新春之御慶目出

度申納候、就其柄

杓壺本贈給候、畏入

存候、併何方より給候をも

不申請候条、返進申候、爰元

県々敷鉢二而壺をも

持不申候故、御茶をも詰

不申候、何様罷上り節於

上方面を以可申達候

恐惶謹言

山口修理進

正月廿三日 重昌（花押）

藤村三入様御報

〔115〕

なかにはこんな人もいた。山口重政（一五六四～一六三五）と思われる。守護大名大内氏の系譜につらなるが、天下統一の時代、政権の動きに翻弄された多くの武将のなかの一人である。織田から徳川へ、そして縁続きの幕府幹部の失脚に巻き込まれ、一時第一線から身を退いていた。その後、井伊直孝に従ったり、本多忠政のもとに預け置かれた。ともに三入と関係の深い大名である。三入は彼らと同様にこの人にも付け届けをするが、受け取られずに返された。さらに、壺も持たないので、茶はいらないという。実にさっぱりとしたいい書状である。

その後の三入家

はじめにも触れたが、三入家は三代目以降の動きが、ほとんど追えない。書状も激減する。茶の注文の仕方も変わっていったと思われる。各家の茶頭あるいは賄い方など、特定の部署から茶師に発注されることが一般化し、当主からの書状はしだいに形式的になっていったように、おもしろ味もまったなくなってしまう。

茶の善し悪しにこだわる風潮も、いつしか消えていった。碾茶の需要ははなはだしく落ち込みをみせた。けれども、流通も含めて茶業界の力点は広範な一般消費者層に移っていったと思われる。江戸時代中期になると、宇治の幕府御用茶師も、内外と周辺に少ない変動をとまないながら、そうした趨勢のなかにあった。しだいに御用茶師のなかには、名跡を維持されるだけの者もあらわれ、実質は新興の生産者や問屋によって担われ、外来の仲介業者も深く関与しはじめた。

こうしたなかで三入家の場合、大名や地方の顧客との関係がどのように維持されたか、具体的な情報を欠くが、比較的安定した軌道をたもった部類と推察される。前掲の七代・八代の時期、十八世紀の半ばから十九世紀に入る頃、やや傾きかけた家勢が見事に盛り返された。とくに八代忠栄は、政治的な手腕もあつたのだろう、鍋島家との関係をさらに強固で安定したものにした。また文化元年（一八〇四）には大規模な建替【2】に着手し、やがて初代三入の三百五十回忌を無事済ませ、引退のいわば花道とした。宇治茶業に通じた実務者が彼らのもので、支え、援護したのだろう。この発展の背景には、もっともつと地道な営みがあつたと思われる。

今回の目録に含み込むことのできなかった第二次受入分の文書のなかに、次の証文がある。

差入申一札之事

一当町内長兵衛儀、上林三人様蘭畑立入、茶蘭生木交り候枯木を伐採候処、折節手代中御見咎メ有之、既ニ御年行事江御達、御代官所江御訴被成候趣、当会所江御届被成候付、則親類御呼御糺有之候処、相違も無之甚不埒之至申訳茂無之候、依之親類町分よりも段々御咤申上候故、此度者格別之御憐愍を以、御内々ニ而御済被下忝御座候、尤是迄蘭畑江這入候而、茶蘭枯木たりとも折取候儀、決而不仕様被仰渡も有之候之処、心得違之段申訳も無之候、自今以後右躰不束之義仕間敷候、依而各々方咤書差入申候処如件

文政六未年九月

薬師町

長兵衛(印)

同町親類

乍年寄 嘉兵衛(印)

名主

年寄中

差入申一札之事

一当町内三郎兵衛倅三次郎儀、上林三人様谷奥敷江立入、土を採候を御手代中御見咎メ有之、既ニ御年行事江御達、其上御代官所江御訴被成候趣、当会所江当会所江(ママ)御届被成候付、

則親類町役江御糺有之候処、相違無之甚不埒之至申訳茂無之候、依之親類町分よりも御咤申上候故、此度者格別之御憐愍を以、御内分ニ而御済被下忝御座候、尤右敷内土之儀者是迄外々よりも堀取大ニ御差構ニ相成、別段垣杯御させ置被成候処、不埒至極一言之申訳無御座候、然ル上ハ重而右躰不埒之義仕間敷候、依而各々方迄一札差入申候如件

文政六未年九月

今内町

三郎兵衛(印)

親類

喜三郎(印)

町年寄

与兵衛(印)

名主

年寄中

いわゆる詫び証文あるいは詫び請状である。薬師町の長兵衛、もう一つは今内町の三次郎が、それぞれ茶の木を伐採、茶蘭の土を取ったことが発覚して、その事後処理としてこうした文書が作成された。事件としてはそれだけだが、このように三人の茶蘭が荒らされるのは、逆に言うところれらがきっちりと保持・管理されている、そのあらわれと判断することもできる。

茶師は、仲介業者としての側面を多く持つ。それは言い換えると、極端な場合、茶の生産にはいっさい関与しなくても、成り立つ職だということだ。茶蘭の持ち主として、茶生産にかかわり、かつ上流階級